

地域密着型サービス事業所整備法人公募に関する質問への回答

質問について、次のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	会社の設立が2024年のため、直近三か年の決算書がなく1年分しかありません。それだけでよいでしょうか。また、事業実施していないため、直近三か年の実地指導結果通知の写し、直近三か年の実地指導結果通知に対する改善報告書の写しがないのですが、提出は不要でしょうか。	1年分の決算書を提出してください。なお、直近の財務状況がわかる書類や、今後の収支計画書(法人全体)等を追加で提出された場合は、決算書と併せて審査します。(融資協議等の際に、金融機関に提出した資料で該当するものがある場合は、そちらをご提出ください。)また、実地指導が未実施の場合は、実地指導に係る資料(資料No.9、10)の提出は不要です。
2	提出書類一覧にある『公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したものの』は取得後期間の規定はありますか。	応募申込日前3ヶ月以内に取得したものを提出してください。
3	登記簿謄本の取得後期間の指定はございますか。	応募申込日前3ヶ月以内に取得したものを提出してください。
4	土地の登記簿謄本は、駐車場予定地のものも必要ですか。	送迎・訪問車両用の駐車場など、事業運営に必要な土地については、登記簿謄本を提出してください。
5	土地を賃借する場合=無償貸与確約書又は賃貸借確約書とありますが、賃貸借契約書の提出でもよろしいですか。	既に契約済みの場合は、賃貸契約書を提出してください。ただし、建物の耐用年数に相当する長期の契約でない場合は、建物の耐用年数に相当する期間の賃貸借確約書を提出してください。

No.	質問	回答
6	施設開設後の収支計画書（3か年分）（集合住宅：住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等と併設する事業計画の場合は全体の収支計画書）についてです。看多機の指定とは別に訪問看護の指定も取得し、看多機登録者外の訪問看護も実施する予定で、一体的な運営を考えています。収支計画書は、看多機と看多機登録者外訪問看護をまとめた計画書でよいでしょうか。それとも、看多機登録者外訪問看護の計画は除外した計画書が必要でしょうか。	収支計画書については、事業ごとに確認する必要があるため、登録外訪問看護分は除外してください。なお、補足資料として、登録外訪問看護を含めた収支計画書を提出された場合は、併せて審査します。 また、訪問看護の指定を取得する場合、訪問看護ステーションの整備に係る経費については、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。
7	訪問看護ステーションを、当法人が所有する同一建物に整備し、看護小規模多機能型居宅介護と一体的に運営する場合、設置場所の制限はありますか。（別フロアは認めない等）	両事業が同一建物内(整備法人所有)で運営されている場合は、一体的な運用と見なします。ただし、両事業間において、適切にサービスが提供できる体制を整備し、利用者の処遇に支障がないよう、十分注意してください。
8	金融機関との融資に係る内諾書、予定書又は協議書類に関して、どのような内容や書類を作成したらよろしいでしょうか。	融資が決定もしくは内諾を得ている場合は、金融機関が発行する融資(予定)額を証明する書類を提出してください。 融資を証明する書類を提出できない場合は、金融機関との協議内容が確認できる書類(協議に使用した資料等)及び協議の経過記録(日時、相手方、協議内容等を記載したもの)を提出してください。また、市から金融機関担当者に対し、融資の詳細について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

No.	質問	回答
9	「介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設」を検討しています。対応する補助金を得るためには、「事業開始後1ヶ月以内に千葉県健康福祉部子育て支援課法人指導班に「認可外保育施設設置届」を提出する必要があるため、事業を計画するにあたっては千葉県ホームページ等をご確認ください。」とあるが、提出するのみでよいのでしょうか。県が提出不要と判断した場合はどうなりますでしょうか。	届出後の流れについては、千葉県健康福祉部子育て支援課法人指導班に確認してください。なお、施設内保育施設に係る補助金に関する手続きについては、事業者選定後、補助対象となった事業者に別途通知します。 また、「県が提出不要と判断」とは、認可外保育施設設置届の届出対象外施設に該当すると推察されますが、当該補助金は公募要領3ページに記載のとおり、介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設に係る補助金であるため、届出対象外とされている施設種別に対する補助は想定しておりません。
10	「介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設」を検討しています。対応する補助金を得るためには、「『認可外保育施設指導監督基準』に適合することが必要となります。」とあるが、認可外保育施設指導監督基準を満たした旨の証明書交付を受けられるようにすればよいのか。それとも交付（予定）の有無は問わず、適合していればよいのでしょうか。	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書について、当課への提出は求めませんが、開設後は認可外保育施設指導監督基準を遵守し、千葉県健康福祉部子育て支援課法人指導班の指示に従って運営してください。
11	「介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設」を検討しています。対応する補助金を得るためには、「『認可外保育施設指導監督基準』に適合することが必要となります。」とあるため、「施設内保育施設」は認可外の保育施設ということになると思うが、認可外保育施設の種別は問わないという認識でよいのでしょうか。（千葉県のホームページ（https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/hoikusho/jouhou/ninkagai/）によると、・その他の保育施設、・ベビーホテル、・企業主導型保育事業、・事業所内保育施設、・居宅訪問型保育事業（事業者）、・居宅訪問型保育事業（個人）、という種別にわかれています。）	認可外保育施設の種別については、認可外保育施設設置届提出後、サービス内容等を確認の上、県が最終的に分類するものです。 当該補助金は公募要領3ページに記載のとおり、「介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設」を対象としておりますので、介護職員等が子育てをしながら働き続けられる環境となるよう配慮したサービス内容としてください。

No.	質問	回答
12	今回検討している施設では施設内保育所を検討しています。一つの建物に看多機部分と施設内保育部分を併設しようと考えております。 「千葉県介護施設等整備事業交付金」地域密着型サービス等整備助成事業に係る分、に関して、看多機の申し込みエクセル、シート「【様式6】事業費・資金調達内訳一覧工事費」の施設整備費・設計監理費は総計を記載でしょうか。看多機部分と保育部分を按分して記載でしょうか。 また、按分の場合は、専有部分の比で按分して記載でよろしいでしょうか。	様式6の「施設整備費・設計監理費」については、事業ごとに按分した金額を記載の上、費用の算出根拠がわかる書類を添付してください。なお、按分の方法については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の按分方法に準じて算定してください。（別紙「補助対象面積の按分方法について」参照）
13	当法人の役員が個人事業でやっている、クリニックがあり、看多機と密な連携を考えています。今回建設する施設にそのクリニックを誘致し、部屋を貸与する形にしたいと考えているのですが可能でしょうか。	貸与予定の部屋（専有部分）及び専有部分の面積比に応じて按分された共用部分については、補助金の対象外となるため、併設する地域密着型サービス事業所の運営に支障がない場合においては、その用途について、当課では特に制限しておりません。なお、法人から役員への貸与については、関係法令等をご確認ください。